

株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件

制定：令和 2年 3月19日財務省・農林水産省・経済産業省告示第3号

株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件

令和 2年 3月19日財務省・農林水産省・経済産業省告示第3号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成三十一年財務省・農林水産省・経済産業省告示第二号の全部を次のとおり改正する。

令和二年三月十九日 財務大臣 麻生 太郎
農林水産大臣 江藤 拓
経済産業大臣 梶山 弘志

目次

- 第一章 対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
- 第二章 東日本大震災に関する事案（第三条－第八条）
- 第三章 平成二十八年熊本地震による災害に関する事案（第九条－第十三条）
- 第四章 新型コロナウイルス感染症に関する事案（第十四条－第二十条）
- 第五章 雑則（第二十一条－第二十三条）

第一章 対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務の対象とすべき事案は、法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が設置する特別相談窓口のうち、次に掲げるものとする。

- 一 東日本大震災に関する特別相談窓口に係る事案（以下「東日本大震災に関する事案」という。）
- 二 平成二十八年熊本地震による災害に関する特別相談窓口に係る事案（以下「平成二十八年熊本地震による災害に関する事案」という。）
- 三 新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口に係る事案（以下「新型コロナウイルス感染症に関する事案」という。）

（実施期間）

第二条 法第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務として実施する期間については、令和二年三月三十一日までとする。

第二章 東日本大震災に関する事案

(危機対応業務の対象となる者)

第三条 株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十年

財 務 省

農林水産省

経済産業省

令第二号。以下「省令」という。）第十条第一号に規定する危機対応業務の対象となる者のうち、東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務の対象となる者は、次に掲げるものとする。

一 東日本大震災により被害を受けた中小企業者等（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号。以下「令」という。）第四条第二号イからヌまでに掲げる者であって、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法

律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）を除いたものをいう。以下同じ。）

（特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第三項に規定する特定被災区域をいう。以下同じ。）に事業所を有し事業活動を行う者に限る。以下この章において同じ。）

二 東日本大震災の影響により、一時的に売上の減少その他の業況の悪化を来している中小企業者等であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

三 東日本大震災により被害を受けた食品製造事業者等（法別表第一第十二号の中欄に掲げる者であって、中小企業者等を除いたものをいう。以下同じ。）（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。以下この章において同じ。）

四 東日本大震災の影響により、一時的に売上の減少その他の業況の悪化を来している食品製造事業者等であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

五 東日本大震災により被害を受けた中堅企業等（中堅企業（資本金十億円未満の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び令第四条第二号イからリまでに掲げる者（以下「組合」という。）並びに特別目的会社を除く。）及び資本金十億円以上の法人であって同号ヌに掲げる者（同欄に掲げる者を除く。）をいう。以下同じ。））、大企業（中堅企業及び中小企業者等以外の法人をいう。以下同じ。）並びにこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。以下この章において同じ。）

六 東日本大震災の影響により、一時的に売上の減少その他の業況の悪化を来している中堅企業等であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

(ツーステップ・ローンに関する事項)

第四条 東日本大震災に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、ツーステップ・ロ

ーン（法第十一条第二項第一号に規定する資金の貸付けをいう。以下同じ。）については、前条各号に掲げる者を対象として指定金融機関（同項に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2 前条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（法第二条第五号に規定する特定資金の貸付け等をいう。以下同じ。）については、その限度額は、既存貸付残高にかかわらず、三億円（組合については、九億円）とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

3 前条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、既存貸付残高にかかわらず、七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

4 前条第三号又は第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、二十億円とする。

5 前条第五号又は第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債をいう。以下同じ。）の取得を除く。）については、他の金融機関等と協調して実施するものとする。ただし、対象とすべき事案の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等を行うことに支障がある場合は、この限りでない。

6 前項に規定する特定資金の貸付け等のうち、円滑な資金供給を行うことを目的として、協働して貸付け等に取り組むこととした他の金融機関からの申込みに基づいて実施するものについては、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り行うことができるものとする。

一 指定金融機関が協働して特定資金の貸付け等に取り組む金融機関については、指定金融機関が、あらかじめ業務の実施体制及び実施方法を確認し、協働して取り組む旨を公表したものであること。

二 当該金融機関が支援する者を対象とする特定資金の貸付け等であって、当該金融機関からの新たな貸付け等の金額が特定資金の貸付け等の金額以上であること。

7 第五項に規定する特定資金の貸付け等のうち、コミットメント・ライン契約（一定の期間及び貸付けの極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与する契約をいう。以下同じ。）を締結して行う場合においては、コミットメント・ライン契約は次に掲げる要件を全て満たす場合に限り行うことができるものとする。

一 他の金融機関等と協調して特定資金の貸付け等を行う場合に限り特定資金の貸付けを行うものであること。

二 極度額は五百億円を、契約期間（当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる一定の期間をいう。以下同じ。）は一年をそれぞれ超えないこと。ただし、公庫からのトゥーステップ・ローンによる信用供与を受けることができるのは、第二条に規定する実施期間内に限る。

8 第五項に規定する特定資金の貸付け等のうち、社債（短期社債を除く。）の取得につい

ては、社債の発行条件、発行者の信用力等を勘案し、適当と認められる場合において、その募集額の一部に係る応募により取得するものとする。

（損害担保取引に関する事項）

第五条 東日本大震災に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、損害担保取引（法第十一条第二項第二号に規定する補《填》をいう。以下同じ。）については、第三条各号に掲げる者を対象として指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2 第三条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず、三億円（組合については、九億円）とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

3 第三条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金（前項に掲げるものを除く。）を合計して、既存貸付残高にかかわらず、七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

4 第三条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、当該者が一定の経済的な利益を得ることができ、かつ、新規の特定資金の貸付け等を伴う場合に限り、指定金融機関が行った当該特定資金の貸付け等に係る資金をもって、当該指定金融機関が既に行った損害担保取引に係る特定資金の貸付け等に係る債権（ツーステップ・ローンに原資とする債権を除く。）の弁済に充てることができるものとする。この場合において、当該特定資金の貸付け等をツーステップ・ローンの対象とすることは、できないものとする。

5 第二項及び第三項に規定する場合においては、短期貸付けにあっては平均貸付期間を一年以内とし、長期貸付けにあっては、第二項に規定する特定資金の貸付け等は平均貸付期間を原則として八年以内、第三項に規定する特定資金の貸付け等は平均貸付期間を原則として六年以内とするものとする。

6 第三条第三号又は第四号に掲げる者に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、東日本大震災により、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される食品製造事業者等に対する特定資金の貸付け等であって、その限度額は、二十億円とする。

7 第三条第五号又は第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得を除く。）については、次に掲げるところによるものとする。

一 中堅企業に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、東日本大震災により、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される中堅企業に対する特定資金の貸付け等であって、その限度額は、二十億円とする。

二 大企業に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、東日本大

震災により、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される大企業に対する特定資金の貸付け等であって、指定金融機関が、損害担保取引なしではツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等の実施ができない又は特定資金の貸付け等のうち債務の保証の実施ができない状況にある大企業に対するものであって、次のいずれかの要件を満たす大企業その他の国民生活の向上及び国民経済の成長に及ぼす影響が大きい等と判断される大企業に対するものに限るものとする。

イ 地域経済における雇用の割合が高いこと等により、当該地域における経済的貢献度が高い等と判断される企業であること。

ロ 下請企業等関連産業が幅広い企業又はこうした企業の事業の継続に不可欠な企業であること。

ハ 高い技術又は高い専門的知識を有するなど、経済活力の維持を図るために不可欠な企業であること。

ニ 生活に密着したサービス等を提供するなど、国民が基本的な生活を行う上で必要となる企業であること。

三 第二条に規定する実施期間の終了日時点における、第一号に定めるところにより行う特定資金の貸付け等に付与した損害担保取引に係る補《填》の額の累計額については、指定金融機関ごとに、危機対応業務により貸し付けた中堅企業向け長期資金の貸付け等（東日本大震災に関する事案に係るものに限る。）の額の累計額のおおむね三割以内に限るものとする。

四 第二条に規定する実施期間の終了日時点における、第二号に定めるところにより行う特定資金の貸付け等に付与した損害担保取引に係る補《填》の額の累計額については、指定金融機関ごとに、危機対応業務により貸し付けた大企業向け長期資金の貸付け等（東日本大震災に関する事案に係るものに限る。）の額の累計額のおおむね三割以内に限るものとする。

（利子補給金の支給に関する事項）

第六条 東日本大震災に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、利子補給金の支給（法第十一条第三項の規定による利子補給金の支給をいう。以下同じ。）は、指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2 利子補給金の支給の対象は、令和二年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、次に掲げるものとする。

一 第三条第一号に掲げる者のうち、東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの及び東日本大震災における原子力発電所事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第二項又は第二十条第五項の規定により同法第十五条第二項第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域（当該緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示されたことのある区域を含む。以下同じ。）内に事業所を有する旨の証明を有するものを対象とする特定資金の貸付け（前条第

四項の規定の適用を受けた特定資金の貸付けのうち、指定金融機関が既に行った損害担保取引に係るものに係る債権の弁済に充てる部分を除く。）

二 第三条第一号に掲げる者のうち、東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた事業者又は前号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する事業者の事業活動に相当程度依存している者（売上額等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を市町村長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け（前条第四項の規定の適用を受けた特定資金の貸付けのうち、指定金融機関が既に行った損害担保取引に係るものに係る債権の弁済に充てる部分を除く。）

三 第三条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け

四 第三条第三号に掲げる者のうち、東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの、東日本大震災における原子力発電所事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法第十五条第二項又は第二十条第五項の規定により同法第十五条第二項第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する旨の証明を有するもの及び東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた事業者若しくは第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する事業者の事業活動に相当程度依存している者（売上額等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を市町村長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け

五 第三条第四号に掲げる者であって、被災地域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体の区域並びに原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長の指示に基づく要請を受けた地方公共団体及び行政機関の調査結果に基づき出荷自粛等の要請が行われた地方公共団体の区域をいう。）の農林畜水産物等を継続して調達するものを対象とする特定資金の貸付け

六 第三条第五号に掲げる者のうち中堅企業及び大企業であって、東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの、東日本大震災における原子力発電所事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法第十五条第二項又は第二十条第五項の規定により同法第十五条第二項第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する旨の証明を有するもの及び東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた事業者若しくは第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する事業者の事業活動に相当程度依存している者（売上額等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を市町村長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け

七 第三条第五号に掲げる者及び同条第六号に掲げる者（同条第一号又は第五号に掲げる者の生産する部品又は代替困難な製品（当該部品又は代替困難な製品を使用して生産された

部品又は代替困難な製品を含む。)を使用して製品を生産しようとする者に限る。)のうち、中堅企業及び大企業であって、下請企業等関連産業が幅広い国内企業又は当該国内企業の事業の継続に不可欠な企業を対象とする特定資金の貸付け

3 前項の利子補給率は、次に掲げるとおりとする。

一 前項第一号に掲げる者を対象とする場合は、三億円を限度に年〇・五パーセントとする(令第四条第二号又に掲げる者であって、資本金十億円以上の法人(法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。))又は資本金十億円未満の法人(同欄に掲げる者を除く。))を対象とする場合以外の場合にあつては、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり一億円を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間年一・四パーセントとする。))。

二 前項第二号に掲げる者を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり三千万円を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・九パーセントとする(令第四条第二号又に掲げる者であって、資本金十億円以上の法人(法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。))又は資本金十億円未満の法人(同欄に掲げる者を除く。))を対象とする場合を除く。))。

三 前項第二号に掲げる者(最近三か月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前九年のいずれかの年の同期に比し五パーセント以上減少している者又は最近一か月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前九年のいずれかの年の同月に比して二十パーセント以上減少しており、かつ、その後二か月を含む三か月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前九年のいずれかの年の同期に比して二十パーセント以上減少することが見込まれる者に限る。))を対象とする場合は、三億円を限度に、年〇・三パーセントとする。

四 前項第二号に掲げる者(雇用の維持又は雇用の拡大を図る者に限る。))を対象とする場合は、三億円を限度に、年〇・二パーセントとする。

五 前三号は、同時に適用することができるものとする。

六 前項第三号に掲げる者(最近三か月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前九年のいずれかの年の同期に比し五パーセント以上減少している者又は最近一か月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前九年のいずれかの年の同月に比して二十パーセント以上減少しており、かつ、その後二か月を含む三か月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前九年のいずれかの年の同期に比して二十パーセント以上減少することが見込まれる者に限る。))を対象とする場合は、年〇・三パーセントとする。

七 前項第三号に掲げる者(雇用の維持又は拡大を図る者に限る。))を対象とする場合は、年〇・二パーセントとする。

八 前二号は、同時に適用することができるものとする。

九 前項第四号に掲げる特定資金の貸付けを受ける者を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二十億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・五パーセントとする。

十 前項第五号に掲げる者(最近三か月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利

益率が前九年のいずれかの年の同期に比し五パーセント以上減少している者又は最近一か月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前九年のいずれかの年の同月に比して二十パーセント以上減少しており、かつ、その後二か月を含む三か月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前九年のいずれかの年の同期に比して二十パーセント以上減少することが見込まれる者に限る。)を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二十億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・三パーセントとする。

十一 前項第五号に掲げる者(雇用の維持又は雇用の拡大を図る者に限る。)を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二十億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・二パーセントとする。

十二 前二号は、同時に適用することができるものとし、第九号及び第十号又は第九号及び前号は、同時に適用することができないものとする。

十三 前項第六号に掲げる者を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり三百億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・五パーセントとする。

十四 前項第七号に掲げる者(最近三か月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前九年のいずれかの年の同期に比し五パーセント以上減少している者又は最近一か月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前九年のいずれかの年の同月に比して二十パーセント以上減少しており、かつ、その後二か月を含む三か月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前九年のいずれかの年の同期に比して二十パーセント以上減少することが見込まれる者に限る。)を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり三百億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・三パーセントとする。

十五 前項第七号に掲げる者(雇用の維持又は雇用の拡大を図る者に限る。)を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり三百億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・二パーセントとする。

十六 前二号は、同時に適用することができるものとし、第十三号及び第十四号又は第十三号及び前号は、同時に適用することができないものとする。

(保証に関する事項)

第七条 第三条第五号又は第六号に掲げる者の特定資金に係る債務の保証については、当該債務者の委託を受けて行うものとする。

(特定資金の貸付け等の限度額等)

第八条 東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務のうち、第三条第五号(第五条第七項第一号に規定するところにより、損害担保取引の対象となる中堅企業を除く。)及び第六号に掲げる者に対する特定資金の貸付け等については、危機対応円滑化業務実施方針(法第十五条第一項に規定する危機対応円滑化業務実施方針をいう。以下同じ。)に定める限度額を適用しないものとする。

2 省令第二条第三項に規定する主務大臣が別に定める場合とは、第三条第五号及び第六号に掲げる者に対して特定資金の貸付け等を行う場合とする。

第三章 平成二十八年熊本地震による災害に関する事案

(危機対応業務の対象となる者)

第九条 省令第十条第一号に規定する危機対応業務の対象となる者のうち、平成二十八年熊本地震による災害に関する事案に関する危機対応業務の対象となる者は、次に掲げるものとする。

一 平成二十八年熊本地震による災害により被害を受けた中小企業者等（熊本県内に事業所を有し事業活動を行う者に限る。以下この章において同じ。）

二 平成二十八年熊本地震による災害の影響により、一時的に売上の減少その他の業況の悪化を来している中小企業者等であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

三 平成二十八年熊本地震による災害により被害を受けた食品製造事業者等（熊本県内に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）

四 平成二十八年熊本地震による災害により被害を受けた中堅企業等（熊本県内に事業所を有し事業活動を行う者に限る。以下この章において同じ。）

五 平成二十八年熊本地震による災害の影響により、一時的に売上の減少その他の業況の悪化を来している中堅企業等であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

(ツーステップ・ローンに関する事項)

第十条 平成二十八年熊本地震による災害に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、ツーステップ・ローンについては、前条各号に掲げる者を対象として指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2 前条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、既存貸付残高にかかわらず、三億円（組合については、九億円）とし、同時期に公庫が実施する平成二十八年熊本地震特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

3 前条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、既存貸付残高にかかわらず、七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する平成二十八年熊本地震特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

4 前条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、二十億円とする。

5 前条第四号又は第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得を除く。）については、他の金融機関等と協調して実施するものとする。ただし、対象とすべき事案の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等を行うことに支障がある場合は、この限りでない。

6 前項に規定する特定資金の貸付け等のうち、社債（短期社債を除く。）の取得については、社債の発行条件、発行者の信用力等を勘案し、適当と認められる場合において、その募集額の一部に係る応募により取得するものとする。

(損害担保取引に関する事項)

第十一条 平成二十八年熊本地震による災害に関する事案に関する危機対応円滑化業務のう

ち、損害担保取引については、第九条第一号及び第二号に掲げる者を対象として指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2 第九条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず、三億円（組合については、九億円）とし、同時期に公庫が実施する平成二十八年熊本地震特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

3 第九条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金（前項に規定するものを除く。）を合計して、既存貸付残高にかかわらず、七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する平成二十八年熊本地震特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

4 第九条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、当該者が一定の経済的な利益を得ることができ、かつ、新規の特定資金の貸付け等を伴う場合に限り、指定金融機関が行った当該特定資金の貸付け等に係る資金をもって、当該指定金融機関が既に行った損害担保取引に係る特定資金の貸付け等に係る債権（ツーステップ・ローン）を原資とする債権を除く。）の弁済に充てることができるものとする。この場合において、当該特定資金の貸付け等をツーステップ・ローンの対象とすることは、できないものとする。

5 第二項及び第三項に規定する場合においては、第二項に規定する特定資金の貸付け等は平均貸付期間を原則として八年以内、第三項に規定する特定資金の貸付け等は平均貸付期間を原則として六年以内とするものとする。

（利子補給金の支給に関する事項）

第十二条 平成二十八年熊本地震による災害に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、利子補給金の支給は、指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2 利子補給金の支給の対象は、令和二年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、次に掲げるものとする。

一 第九条第一号に掲げる者のうち、平成二十八年熊本地震による災害により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け（前条第四項の規定の適用を受けた特定資金の貸付けのうち、指定金融機関が既に行った損害担保取引に係るものに係る債権の弁済に充てる部分を除く。）

二 第九条第一号に掲げる者のうち、平成二十八年熊本地震による災害により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた事業者の事業活動に相当程度依存している者（売上額等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を経済産業局長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け（前条第四項の規定の適用を受けた特定資金の貸付けのうち、指定金融機関が既に行った損害担保取引に係るものに係る債権の弁済に充てる部分を除く。）

三 第九条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け

四 第九条第四号に掲げる者のうち、中堅企業であって、平成二十八年熊本地震による災害により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け

3 前項の利子補給率は、次に掲げるとおりとする。

一 前項第一号に規定する者を対象とする場合は、三億円を限度に年〇・五パーセントとする（令第四条第二号又に掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合以外の場合にあつては、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり一億円を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・九パーセントとする。）。

二 前項第二号に規定する者を対象とする場合は、三億円を限度に年〇・三パーセントとする（令第四条第二号又に掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合以外の場合にあつては、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり三千万円を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・五パーセントとする。）。

三 前項第三号に規定する者（最近三か月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前四年のいずれかの年の同期に比し五パーセント以上減少している者及び最近一か月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前四年のいずれかの年の同月に比して二十パーセント以上減少しており、かつ、その後二か月を含む三か月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前四年のいずれかの年の同期に比して二十パーセント以上減少することが見込まれる者に限る。）を対象とする場合は、年〇・三パーセントとする。

四 前項第四号に規定する者を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二十億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・五パーセントとする。

（特定資金の貸付け等の限度額等）

第十三条 平成二十八年熊本地震による災害に関する事案に関する危機対応業務のうち、第九条第四号及び第五号に掲げる者に対する特定資金の貸付け等については、危機対応円滑化業務実施方針に定める限度額を適用しないものとする。

第四章 新型コロナウイルス感染症に関する事案

（危機対応業務の対象となる者）

第十四条 省令第十条第一号に規定する危機対応業務の対象となる者のうち、新型コロナウイルス感染症に関する事案に関する危機対応業務の対象となる者は、次に掲げるものとする。

一 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近一ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期に比し五パーセント以上減少している中小企業者等又はこれと同様の状況にあるものであって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの。

二 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近一ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期に比し五パーセント以上減少している食品製造事業者等又はこれと同様の状況にあるもの。

であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの。

三 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近一ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期に比し五パーセント以上減少している中堅企業等又はこれと同様の状況にあるものであって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの。

(ツーステップ・ローンに関する事項)

第十五条 新型コロナウイルス感染症に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、ツーステップ・ローンについては、前条各号に掲げる者を対象として指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2 前条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、既存貸付残高にかかわらず、三億円（組合については、九億円）とし、同時期に公庫が実施する新型コロナウイルス感染症特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

3 前条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、二十億円とする。

4 前条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得を除く。）については、他の金融機関等と協調して実施するものとする。ただし、対象とすべき事案の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等を行うことに支障がある場合は、この限りでない。

5 前項に規定する特定資金の貸付け等のうち、円滑な資金供給を行うことを目的として、協働して貸付け等に取り組むこととした他の金融機関からの申込みに基づいて実施するものについては、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り行うことができるものとする。

一 指定金融機関が協働して特定資金の貸付け等に取り組む金融機関については、指定金融機関が、あらかじめ業務の実施体制及び実施方法を確認し、協働して取り組む旨を公表したものであること。

二 当該金融機関が支援する者を対象とする特定資金の貸付け等であって、当該金融機関からの新たな貸付け等の金額が特定資金の貸付け等の金額以上であること。

6 第四項に規定する特定資金の貸付け等のうち、コミットメント・ライン契約を締結して行う場合においては、コミットメント・ライン契約は次に掲げる要件を全て満たす場合に限り行うことができるものとする。

一 他の金融機関等と協調して特定資金の貸付け等を行う場合に限り特定資金の貸付けを行うものであること。

二 極度額は五百億円を、契約期間は一年をそれぞれ超えないこと。ただし、公庫からのツーステップ・ローンによる信用供与を受けることができるのは、第二条に規定する実施期間内に限る。

7 第四項に規定する特定資金の貸付け等のうち、社債（短期社債を除く。）の取得については、社債の発行条件、発行者の信用力等を勘案し、適当と認められる場合において、その募集額の一部に係る応募により取得するものとする。

(損害担保取引に関する事項)

第十六条 新型コロナウイルス感染症に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、損

害担保取引については、第十四条各号に掲げる者を対象として指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2 第十四条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げるところによるものとする。

一 その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず、三億円（組合については、九億円）とし、同時期に公庫が実施する新型コロナウイルス感染症特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

二 当該者が一定の経済的な利益を得ることができ、かつ、新規の特定資金の貸付け等を伴う場合に限り、指定金融機関が行った当該特定資金の貸付け等に係る資金をもって、当該指定金融機関が既に行った損害担保取引に係る特定資金の貸付け等に係る債権（ツーステップ・ローンを原資とする債権を除く。）の弁済に充てることができるものとする。この場合において、当該特定資金の貸付け等をツーステップ・ローンの対象とすることは、できないものとする。

3 第十四条第二号に掲げる者に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、新型コロナウイルス感染症により、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される食品製造事業者等に対する特定資金の貸付け等であって、その限度額は、二十億円とする。

4 第十四条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得を除く。）については、次に掲げるところによるものとする。

一 中堅企業に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、新型コロナウイルス感染症により、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される中堅企業に対する特定資金の貸付け等であって、その限度額は、二十億円とする。

二 大企業に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、新型コロナウイルス感染症により、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される大企業に対する特定資金の貸付け等であって、指定金融機関が、損害担保取引なしではツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等の実施ができない又は特定資金の貸付け等のうち債務の保証の実施ができない状況にある大企業に対するものであって、次のいずれかの要件を満たす大企業その他の国民生活の向上及び国民経済の成長に及ぼす影響が大きい等と判断される大企業に対するものに限るものとする。

イ 地域経済における雇用の割合が高いこと等により、当該地域における経済的貢献度が高い等と判断される企業であること。

ロ 下請企業等関連産業が幅広い企業又はこうした企業の事業の継続に不可欠な企業であること。

ハ 高い技術又は高い専門的知識を有するなど、経済活力の維持を図るために不可欠な

企業であること。

ニ 生活に密着したサービス等を提供するなど、国民が基本的な生活を行う上で必要となる企業であること。

三 第二条に規定する実施期間の終了日時点における、第一号に定めるところにより行う特定資金の貸付け等に付与した損害担保取引に係る補《填》の額の累計額については、指定金融機関ごとに、危機対応業務により貸し付けた中堅企業向け長期資金の貸付け等（新型コロナウイルス感染症に関する事案に係るものに限る。）の額の累計額のおおむね三割以内に限るものとする。

四 第二条に規定する実施期間の終了日時点における、第二号に定めるところにより行う特定資金の貸付け等に付与した損害担保取引に係る補《填》の額の累計額については、指定金融機関ごとに、危機対応業務により貸し付けた大企業向け長期資金の貸付け等（新型コロナウイルス感染症に関する事案に係るものに限る。）の額の累計額のおおむね三割以内に限るものとする。

（利子補給金の支給に関する事項）

第十七条 新型コロナウイルス感染症に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、利子補給金の支給は、指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2 利子補給金の支給の対象は、令和二年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、第十四条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付けとする。ただし、前条第二項第二号及び第二十条の規定の適用を受けた特定資金の貸付けのうち、指定金融機関が既に行った損害担保取引に係る債権の弁済に充てる部分を除く。

3 前項の利子補給率は、指定金融機関が株式会社日本政策金融公庫法第十六条第二項に基づき定める業務規程（同法附則第四十五条第一項及び第四十六条第一項の規定により読み替えた同法第十六条第二項に基づき定める業務規程を含む。）において規定する金利のうち、別に定める金利から、同時期に公庫が実施する新型コロナウイルス感染症特別貸付の基準利率までの差分とする。ただし、一億円を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間は当該利子補給率に年〇・九パーセントを加えた利率とする。

（保証に関する事項）

第十八条 第十四条第三号に掲げる者の特定資金に係る債務の保証については、当該債務者の委託を受けて行うものとする。

（特定資金の貸付け等の限度額等）

第十九条 新型コロナウイルス感染症に関する事案に関する危機対応業務のうち、第十四条第三号（第十六条第四項第一号に規定するところにより、損害担保取引の対象となる中堅企業を除く。）に掲げる者に対する特定資金の貸付け等については、危機対応円滑化業務実施方針に定める限度額を適用しないものとする。

2 省令第二条第三項に規定する主務大臣が別に定める場合とは、第十四条第三号に掲げる者に対して特定資金の貸付け等を行う場合とする。

（既存の債権の弁済に係る特例）

第二十条 危機対応認定の日から、令和二年三月三十一日までに限り、当該者が一定の経済的な利益を得ることができる場合に限り、指定金融機関が行った当該特定資金の貸付け等に係る資金をもって、当該指定金融機関の当該者に対する貸付け等に係る債権の弁済に充てることができるものとする。

第五章 雑則

(実施状況に関する報告)

第二十一条 指定金融機関は、毎月の危機対応業務の実施状況について、次に掲げる事項を、遅滞なく、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。

一 第三条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

- イ ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
- ロ 損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項
- ハ 利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

二 第三条第三号又は第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

- イ ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
- ロ 損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項
- ハ 利子補給の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

三 第三条第五号又は第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
ロ イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

- ハ コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項
- ニ 保証の総額、件数その他の事項

- ホ 損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項
- ヘ 利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

四 第九条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

- イ ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
- ロ 損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項
- ハ 利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

五 第九条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

六 第九条第四号又は第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

- イ ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
- ロ イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の

事項

ハ 利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

七 第十四条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ 損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ 利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

八 第十四条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ 損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

九 第十四条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ 保証の総額、件数その他の事項

ホ 損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

(共通事項)

第二十二条 危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

(改定)

第二十三条 主務大臣は、東日本大震災に関する事案、平成二十八年熊本地震による災害に関する事案及び新型コロナウイルス感染症に関する事案に関する危機対応業務については、被害の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改定するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、同日前に行われた特定資金の貸付けであって、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借によるものについては、なお従前の例による。
